

維持管理計画

1. 環境への負荷に関する数値、及び測定頻度

1. 1 排気

項目	維持管理値	測定頻度
PCB	0.1 mg/Nm ³ 以下	年4回
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	年2回
※1) 硫黄酸化物 (2期処理施設のみ)	K値=1.75以下:1時間平均	年2回
※1) 窒素酸化物 (2期処理施設のみ)	250 ppm以下:1時間平均	年2回
※1) 塩化水素 (2期処理施設のみ)	250 ppm以下:1時間平均	年2回
※1) ばいじん (2期処理施設のみ)	0.15 g/Nm ³ 以下:1時間平均	年2回
※1) 水銀 (2期処理施設のみ)	50 μg/Nm ³ 以下	年2回

※1) 設備停止のため測定対象外としている

1. 2 排水

用役設備、分析設備からの排水について測定します。

項目	維持管理値	測定頻度
PCB	0.003 mg/L 以下	年2回

1. 3 騒音 (敷地境界)

時刻		維持管理値	測定頻度
朝	午前6時から午前8時まで	70 dB (A) 以下	年1回
昼間	午前8時から午後7時まで	70 dB (A) 以下	
夕	午後7時から午後11時まで	70 dB (A) 以下	
夜間	午後11時から翌日の午前6時まで	65 dB (A) 以下	

1. 4 臭気（敷地境界）

臭気に関する基準は、本施設での使用、および発生のおそれのある以下の3物質について、悪臭防止法に基づき以下のように設定します。

特定悪臭物質	維持管理値	測定頻度
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下	年1回
トルエン	10.0 ppm 以下	
キシレン	1.0 ppm 以下	

1. 5 その他

- (1) 施設内において燃料を使用する設備として、非常用発電機がありますが、これらの設備の燃料はL S A重油を使用することにより硫黄分に対する燃料管理を行いますので維持管理値の設定はいたしません。
- (2) 振動については、振動規制法令の適用がないため、管理対象設定はいたしません。

2. 処理済物の卒業判定

処理済物の卒業判定は、施設内に設けた分析装置により工程法又は迅速分析法にて行うものとし、対象品目、判定基準値、及び分析頻度を下表に示します。迅速分析法については、試運転期間中に公定法による分析との相関を把握するとともに、定期的に外部分析機関に委託して公定分析との相関を確認します。

処理施設	対象品目	試験方法	判定基準値	分析頻度
2期処理施設 真空加熱分離設備	容器等	拭き取り試験法	0.1 μg/100cm ² ≧	処理バッチ毎
	磚子	部材採取試験法	0.01 mg/kg ≧	処理バッチ毎
	銅 + アルミ箔	部材採取試験法	0.01 mg/kg ≧	処理バッチ毎
	炭化物	溶出試験法	0.003mg/L ≧	処理バッチ毎
※1) 2期処理施設 液処理設備	処理済油	含有量試験法	0.5mg/kg ≧	処理バッチ毎
	固形物	含有量試験法	0.5mg/kg ≧	処理バッチ毎
	アルカリ固形物	含有量試験法	0.5mg/kg ≧	処理バッチ毎
※1) 2期処理施設 P C B汚染物等 処理設備	スラグ	溶出試験法	0.003mg/L ≧	出滓バッチ毎
	プラズマ固形物	溶出試験法	0.003mg/L ≧	回収容器毎

※1) 設備停止のため測定対象外としている